

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（アジュバント加） 不活化ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合（アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.3、3.5.7 及び 3.5.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。